

滋賀県立公文書館  
第12回企画展図録  
「滋賀県の教育～湖国の学び舎～」



2023年4月24日(月)～2023年7月20日(木)

滋賀県立公文書館



## 第 12 回企画展

### 「滋賀県の教育～湖国の学び舎～」の開催について

今年 2023 年は、明治 6 年（1873 年）2 月 8 日に初代滋賀県令松田道之により小学校設立告諭が出されて 150 年の節目の年です。

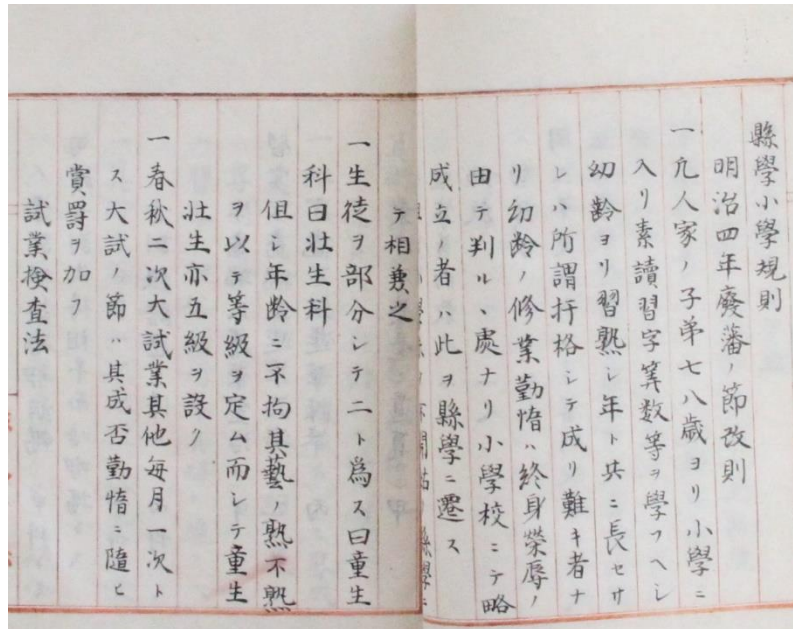
前年の 8 月、政府によって行われた学制発布に基づき、滋賀県内でも次々と学校創立の準備が整えられていきました。その内訳は小学校をはじめとして、推し進められる開化政策に基づいた滋賀県立学校や教師養成機関である大津師範学校など、多岐にわたります。また人材面においても滋賀県教育界に多大な影響を与えたウィリアム・メレル・ヴォーリズやその妻で女性教育に尽力したヴォーリズ満喜子など著名な教育者を輩出しました。

本展では、明治初年から昭和戦前期まで県内教育に関わる資料を 3 章にわたり展示していきます。ぜひご覧ください。

## 展示目録

①『水口県史』	明治初期【資 424】
②「学制」	明治5年(1872)8月【明あ19(214)】
③「外国人雇入洋学所取設に付、伺書」	明治5年(1872)4月14日【明う156(30)】
④「滋賀県欧学校開校の件」	明治5年(1872)9月【明い224(47)】
⑤「滋賀県欧学校規則」	明治6年(1873)6月25日【明い228(13)】
⑥「小学校立校方法概略」	明治6年(1873)2月8日【明い231(16)】
⑦「滋賀県小学校規則草按」	明治25年(1892)3月11日【明し174(33)】
⑧「長浜尋常高等小学校(開知学校)図面」	明治期【明し136(84)】
⑨『滋賀県管内地理書』	明治10年(1877)11月【資395】
⑩「犬上郡豊郷尋常高等小学校校舎配置」	昭和11年(1936)3月【昭し284(1)】
⑪「小学教員伝習所設立に付、稟申書」	明治8年(1875)5月7日【明し163(2)】

⑫「大津師範学校建築落成に付、布達」	明治 11 年 (1878) 3 月 7 日	【明い 102-5 (18)】
⑬「大津師範学校に女子師範学科開設」	明治 13 年 (1880) 3 月 13 日	【明い 112 (22)】
⑭「滋賀県師範学校附属書籍縦覧所改定規則」	明治 16 年 (1883) 12 月 10 日	【明い 137 (71)】
⑮「本県立商業学校を設置し規則定む」	明治 19 年 (1886) 3 月 4 日	【明い 162 (37)】
⑯「高等女学校生徒運動服図案」	明治 39 年 (1906) 5 月 25 日	【明い 267 (18)】
⑰「滋賀県師範学校水泳場計画図」	昭和 2 年 (1927) 6 月 2 日	【昭ぬ 19 (18)】
⑱「晴嵐女学校規則」	昭和 4 年 (1929) 8 月 13 日	【大し 225 (15)】
⑲「緑ヶ丘運動場仮停留場新設届」	昭和 5 年 (1930) 7 月 7 日	【大と 20-2 (15)】
⑳「近畿中等学校野球大会に関する件」	昭和 10 年 (1935)	【昭お 9-1 (7)】
㉑「ウィリアム・メレル・ヴォーリス直筆書状」	明治 38 年 (1905) 7 月 14 日	【明お 53-1 (50)】
㉒「ヴォーリス満喜子自筆履歴書」	昭和 13 年 (1938) 7 月 19 日	【昭し 385-2 (18)】

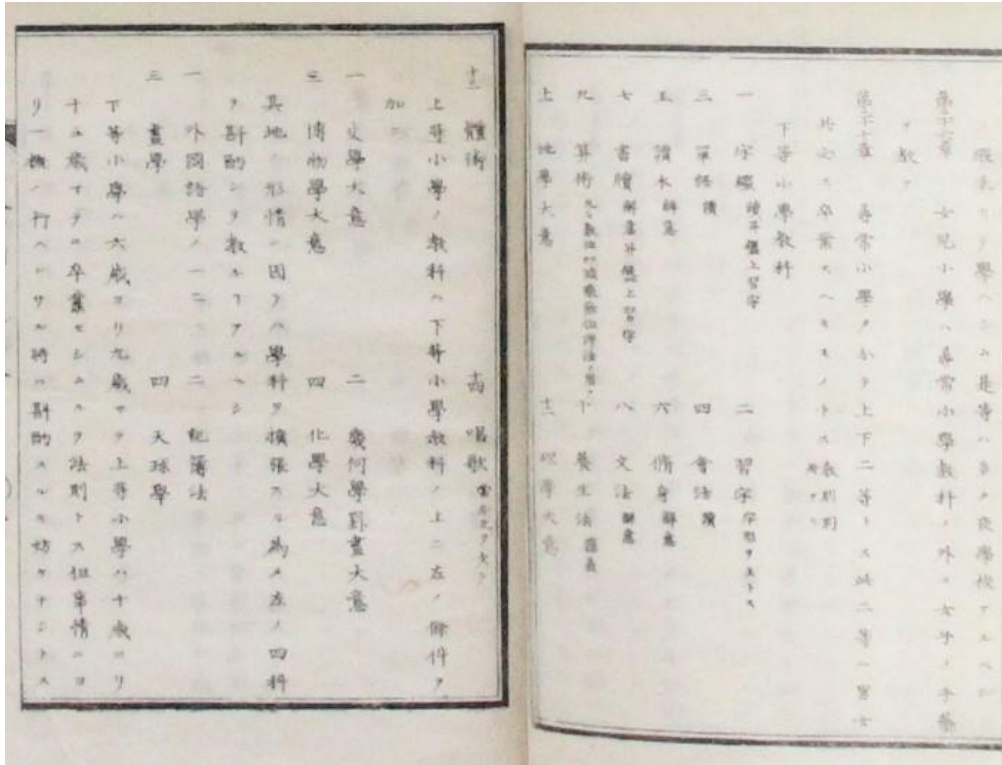


## ①『水口県史』

### 明治初期

明治4年（1871）、廃藩置県により新しく水口県が誕生しました。当時、全国的な学校制度は確立しておらず、水口県では藩校に由来する県学と小学の運営を構想します。7、8才で入学し素読・習字・算数などを学習する計画でしたが、水口県の大津県への合併により、構想は立ち消えとなりました。

【資 424】

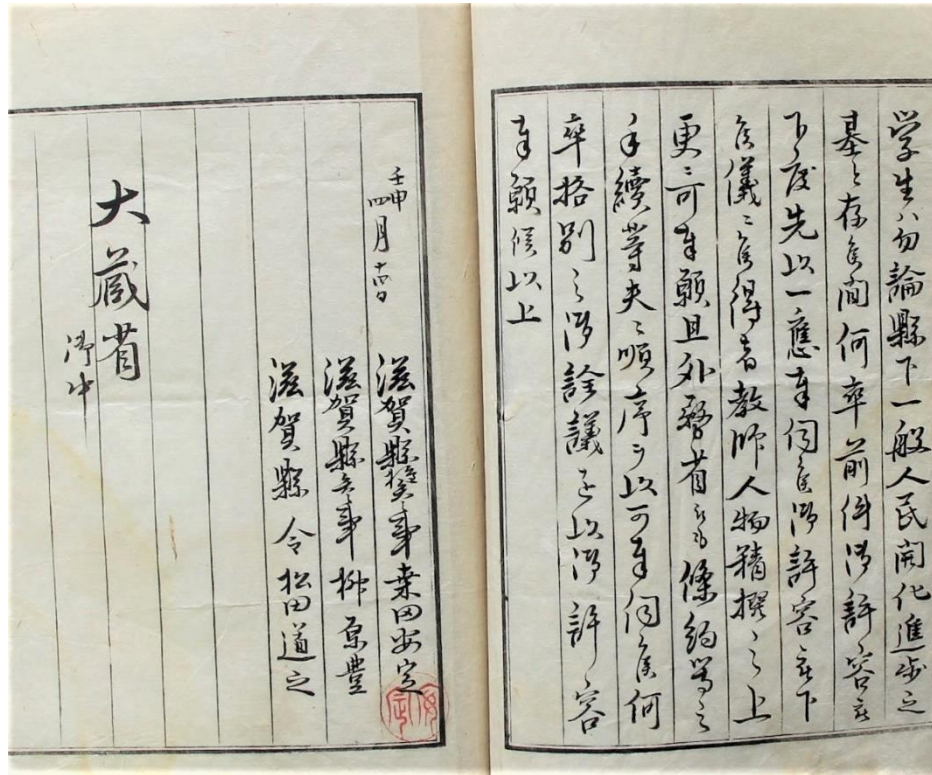


## ②「学制」

明治5年（1872）8月

学制の布告により、文部省の管轄のもと全国が大学区・中学区・小学区に分けられ、それぞれに大学校・中学校・小学校を各1校設けることとされました。滋賀県では、学制の布告よりも早い明治4年の9月には、長浜県坂田郡西本町（現長浜市）において最初の小学校（後の滋賀県第一小学校）である滋賀県第一小学校が創立されています。

【明あ 19(214)】



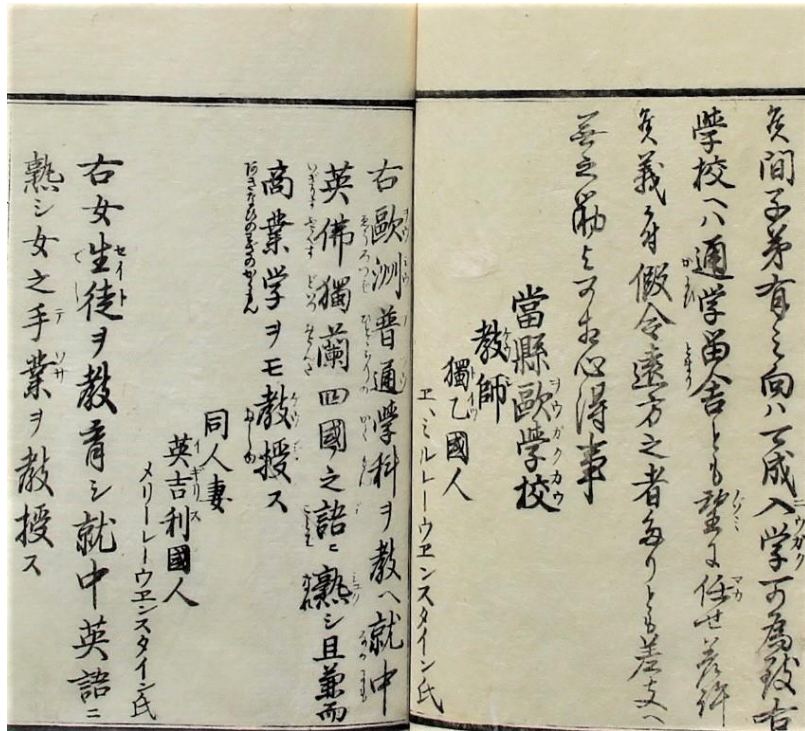
③「外国人雇入洋学所取設に付、伺書」

明治5年（1872）4月14日

滋賀県令松田道之が大蔵省に宛てた上申です。「異邦の文明人」を用いれば「学生は勿論、県下一般人民開化、進歩の基」になると主張し、教師として外国人を雇い入れる洋学所の開設を願い出ています。松田のこの構想が欧学校開設へとつながっていきます。

【明う 156 (30)】



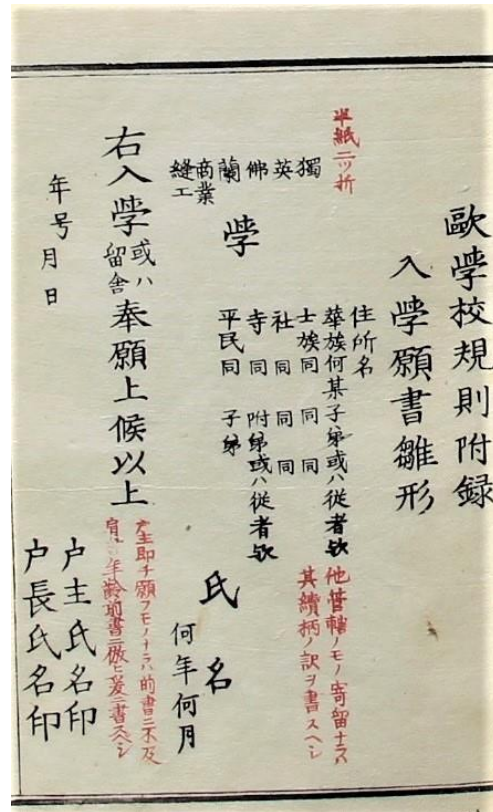


④「滋賀県欧学校開校の件」

明治5年（1872）9月

西洋の新知识に根ざした実用学科の教育を目的とする欧学校は、明治5年8月に生徒募集を行い、10月6日、開校式を迎えます。男女の区別なく出願を認め、松田県令夫人も入学しました。一般教養や語学、商業を教える教師にはレーウエンスタイン夫妻（夫はドイツ人、妻はイギリス人）を招聘しました。

【明い224（47）】

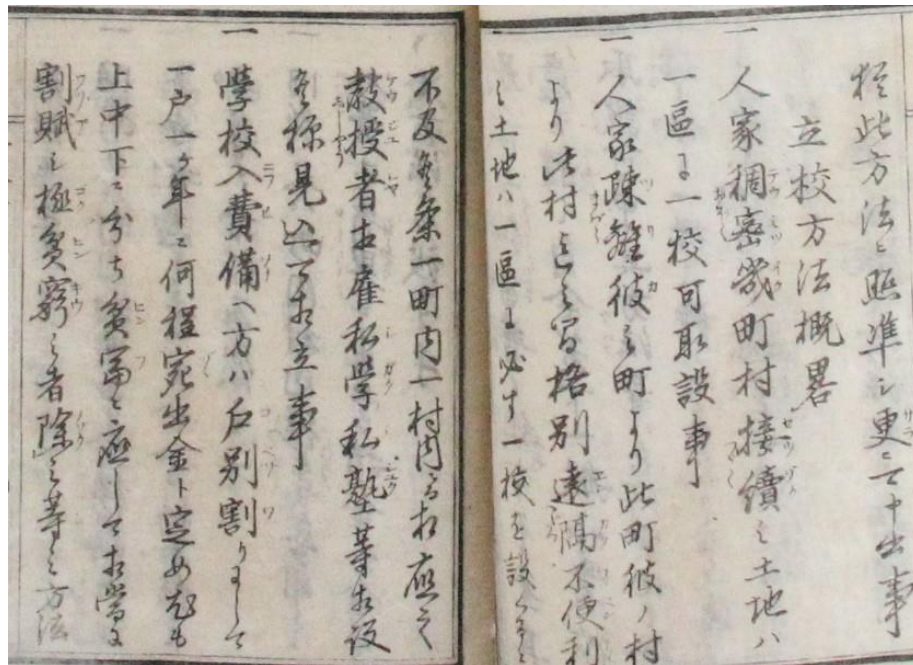


⑤「滋賀県欧学校規則」

明治6年（1873）6月25日

松田道之によって設立された欧学校は開校の翌年に規則が定められ、入学が毎年6月と12月、入学年齢は8歳から25歳まで、在学年限は3か年とされました。大津坂本町の旧淀藩蔵の一部を校舎に、旧紀州藩蔵を教師館に充て、外国人教師たちが指導に当たりました。

【明い228（13）】



⑥「小学校立校方法概略」

明治6年（1873）2月8日

県令松田道之が、県下に小学校設立を告諭した際に、同時に布達したものです。当時、県の財政は逼迫しており、学校設立が急務であったとしてもその財源がありませんでした。そのため松田は、身を立てる教育事業は地域住民が主導的に行うよう、推奨しています。

【明い231（16）】

教科	第一學年	第二學年	第三學年	第四學年
修身	人道ノ大意	人道ノ大意	人道ノ大意	人道ノ大意
讀書	假名ノ他文 假名ノ漢字文 假名ノ漢字文 假名ノ漢字文	假名ノ漢字文 假名ノ漢字文 假名ノ漢字文 假名ノ漢字文	假名ノ漢字文 假名ノ漢字文 假名ノ漢字文 假名ノ漢字文	假名ノ漢字文 假名ノ漢字文 假名ノ漢字文 假名ノ漢字文
作文	假名ノ漢字文 假名ノ漢字文 假名ノ漢字文 假名ノ漢字文	假名ノ漢字文 假名ノ漢字文 假名ノ漢字文 假名ノ漢字文	假名ノ漢字文 假名ノ漢字文 假名ノ漢字文 假名ノ漢字文	假名ノ漢字文 假名ノ漢字文 假名ノ漢字文 假名ノ漢字文
習字	假名ノ漢字文 假名ノ漢字文 假名ノ漢字文 假名ノ漢字文	假名ノ漢字文 假名ノ漢字文 假名ノ漢字文 假名ノ漢字文	假名ノ漢字文 假名ノ漢字文 假名ノ漢字文 假名ノ漢字文	假名ノ漢字文 假名ノ漢字文 假名ノ漢字文 假名ノ漢字文
算術	二十以下ノ算ノ 算ノ内ニ於テノ 算ノ内ニ於テノ 算ノ内ニ於テノ	算ノ内ニ於テノ 算ノ内ニ於テノ 算ノ内ニ於テノ 算ノ内ニ於テノ	算ノ内ニ於テノ 算ノ内ニ於テノ 算ノ内ニ於テノ 算ノ内ニ於テノ	算ノ内ニ於テノ 算ノ内ニ於テノ 算ノ内ニ於テノ 算ノ内ニ於テノ
体操	遊藝	遊藝	遊藝	遊藝
計	二九	三〇	三〇	三〇

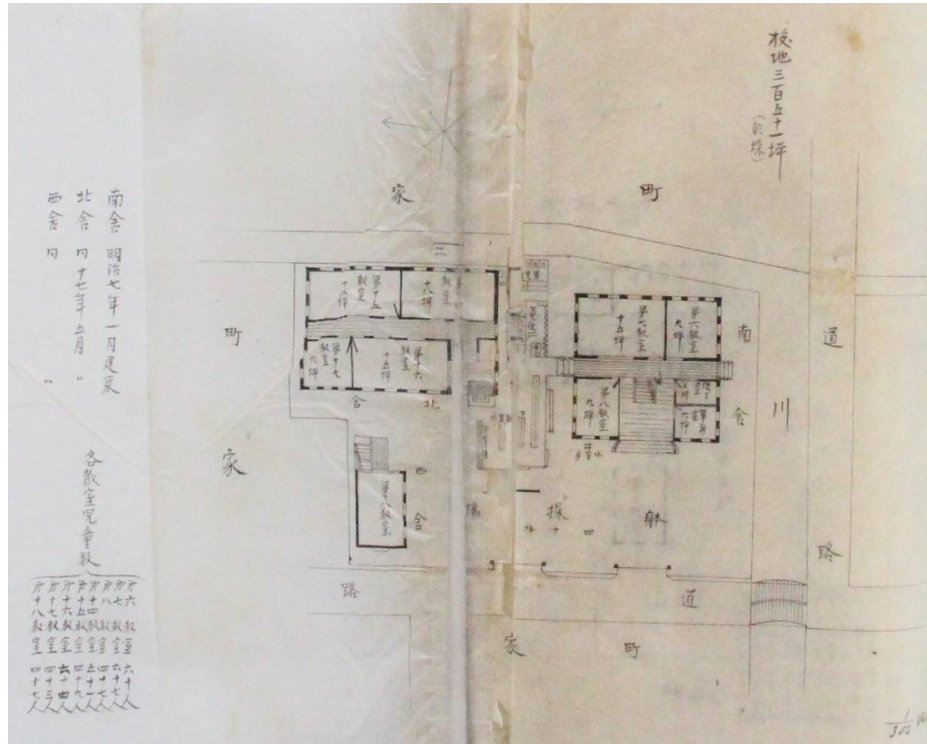
一 本表ハ修業年限四年ノ多額ノ學校ノ教科課程ニシテ尋常小學校ニ於テハ其修業年限ニ依リテ  
 各學年ノ課程ニ準シテ修了セシムヘキモノトス  
 一 甲乙種學年ノ兒童ヲ合テテ編制シテハ學級ニ於テハ二箇年間に之ニ對シテ修了セシムヘキモノトス  
 一 單級ノ學校ニ於テハ其修業年限ニ依リテ學級ニ準シテ修了セシムヘキモノトス

⑦「滋賀県小學校規則草按」

明治 25 年 (1892) 3 月 11 日

尋常小學校と高等小學校に関する規則 55 ヶ条にわたる草案です。尋常小學校では 1 日 5 時間以内、週全体で 30 時間以内の授業時間が定められ、修身・読書・作文・習字・算術・体操の 6 科目が教えられ、修了したのちは高等小學校へと進学していました。

【明し 174 (33)】



⑧「長浜尋常高等小学校(開知学校)図面」

明治期

明治7年(1874)、滋賀県第一小学校は神戸町に移転するにともない、新校舎が建設され、開知学校として新たに開校しました。新築された木造3階建ての校舎は屋根上に八角形の鼓楼を載せた擬洋風建築であり、文明開化の象徴として長く長浜の市民に親しまれます。平成22年(2010)には現存する校舎が、国の有形文化財に指定されています。

【明し136(84)】



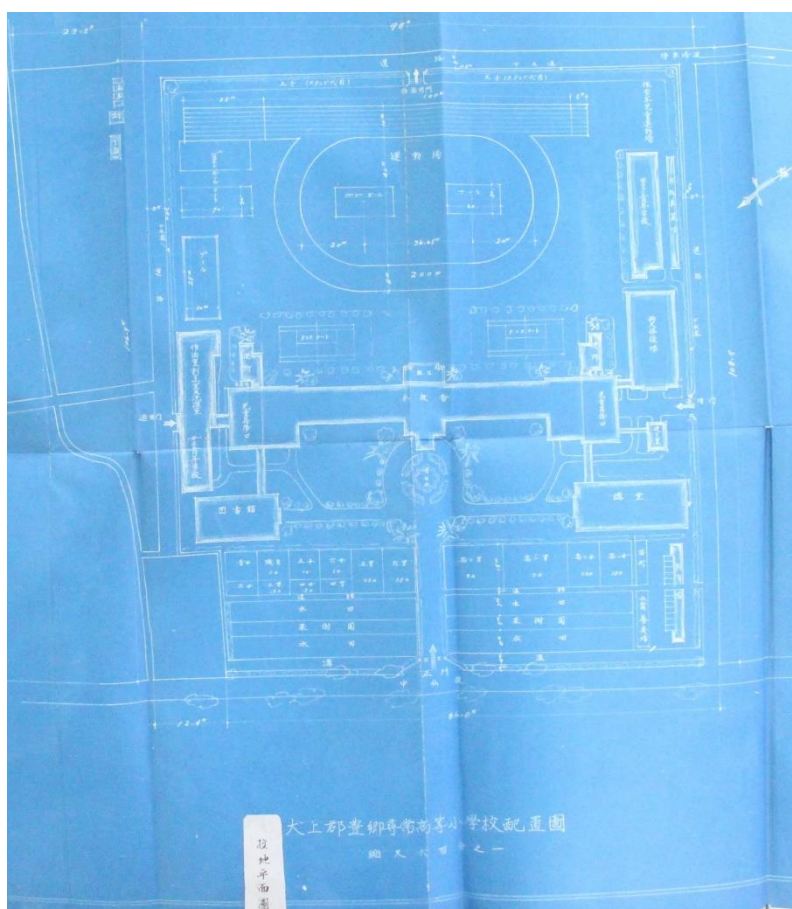


◎『滋賀県管内地理書』

明治10年（1877）11月

この書は県職員の内田栄世によって編集され、明治10年に刊行されました。県内の自然や地理、名跡などを紹介する教科書として使用されたもので、挿絵が豊富に描かれています。また、当時滋賀県に編入されていた敦賀地方に関する記述も残されています。

【資 395】

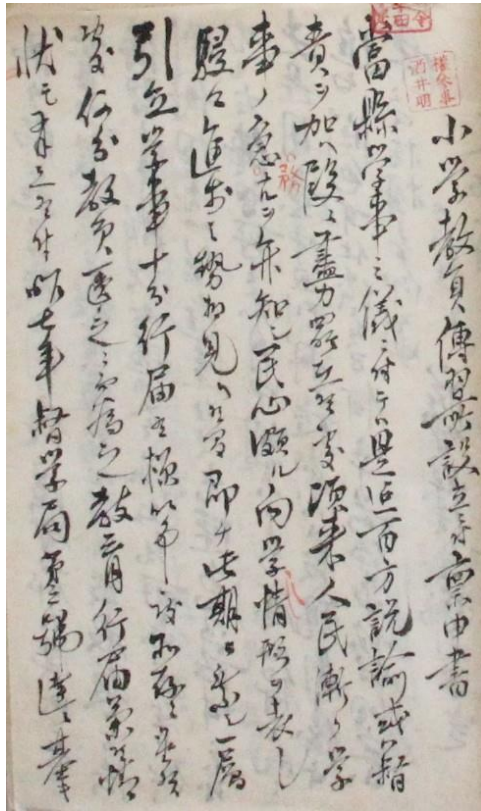


### ⑩「犬上郡豊郷尋常高等小学校校舎配置図」

昭和 11 年（1936）3 月

豊郷小学校の校舎は、ヴォーリスの設計によって昭和 12 年（1937）に建設されました。施工は竹中工務店、建設や設備の費用は、郷土出身の丸紅商店専務古川鉄治郎が全額寄付しています。「白亜の教育殿堂」、「東洋一の小学校」と評され、国の登録有形文化財に登録されています。

【昭し 284（1）】



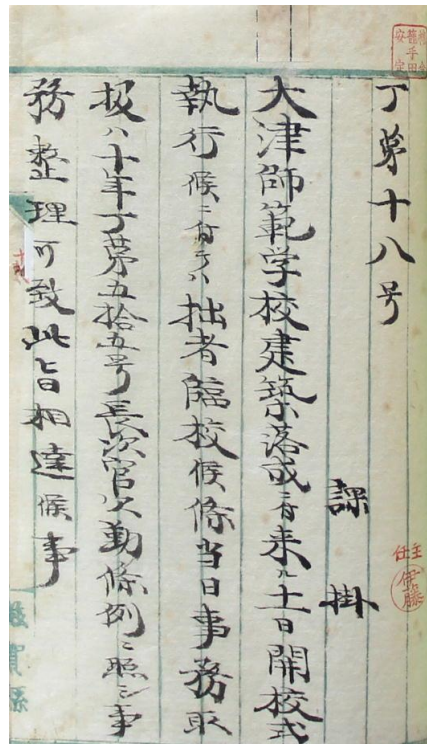
⑪「小学教員伝習所設立に付、稟申書」

明治8年（1875）5月7日

滋賀県権令の籠手田安定が、文部大輔田中不二麿に提出した教員伝習所の設立許可を求める稟申書です。籠手田の意見は聞き届けられ、翌6月1日に小学教員伝習所は上堅田の旧郡山藩邸に開校しました。志願者は在学60日間で卒業試験を受け、学力に応じて管内の学校へ赴任して行きました。

【明し163(2)】



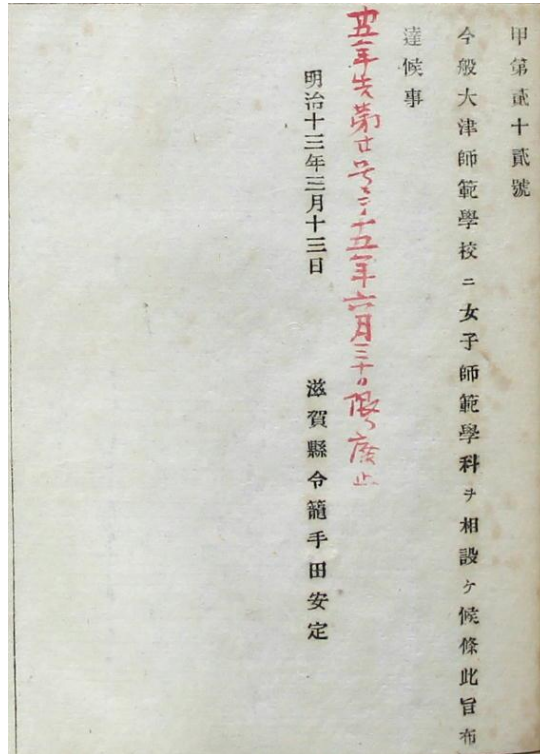


⑫「大津師範学校建築落成に付、布達」

明治11年（1878）3月7日

近代に入り学校教育の充実が図られる中では、それを指導する教師の育成も急務でした。大津師範学校は、東本願寺別院に校舎を新築して設立された、教授法の伝達講習と小  
学校教員養成の両面を行っていた学校です。この史料に記されているように、県権令籠手  
田安定は3月11日、開校式に臨みました。

【明い102-5（18）】

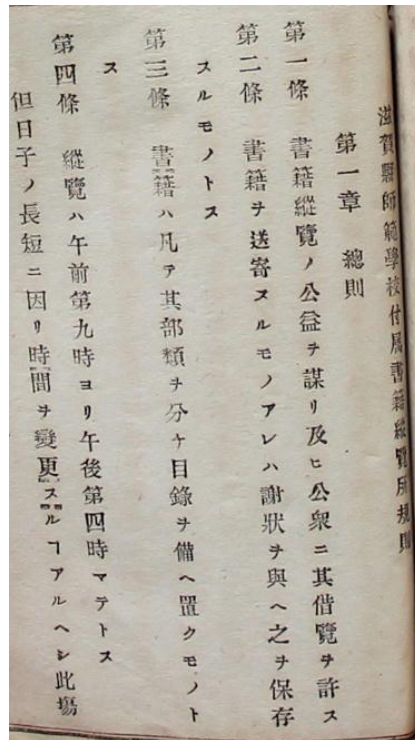


⑬「大津師範学校に女子師範学科開設」

明治 13 年（1880）3 月 13 日

女子就学率上昇のため女子教員の必要性が高まります。女子は男子に比べると就学率が低く、その改善のため小学校に裁縫科設置の動きが出てきました。その教員養成のため設けられた女子師範学科では、12 名の生徒が裁縫や調理、洗濯、習字などを学びました。

【明い 112(22)】



⑭「滋賀県師範学校付属書籍縦覧所改定規則」

明治 16 年 (1883) 12 月 10 日

明治 12 年にそれまでの書籍縦覧場から改称された当施設は、一般に公開・貸出が行われた現在の図書館に当たるものです。貸出希望者は、自己の姓名を記したうえで本を借り受けることが可能でした。破損した時の弁償額も細かく定められており、貴重書の場合は 1 円以下となっていました。

【明い 137 (71)】





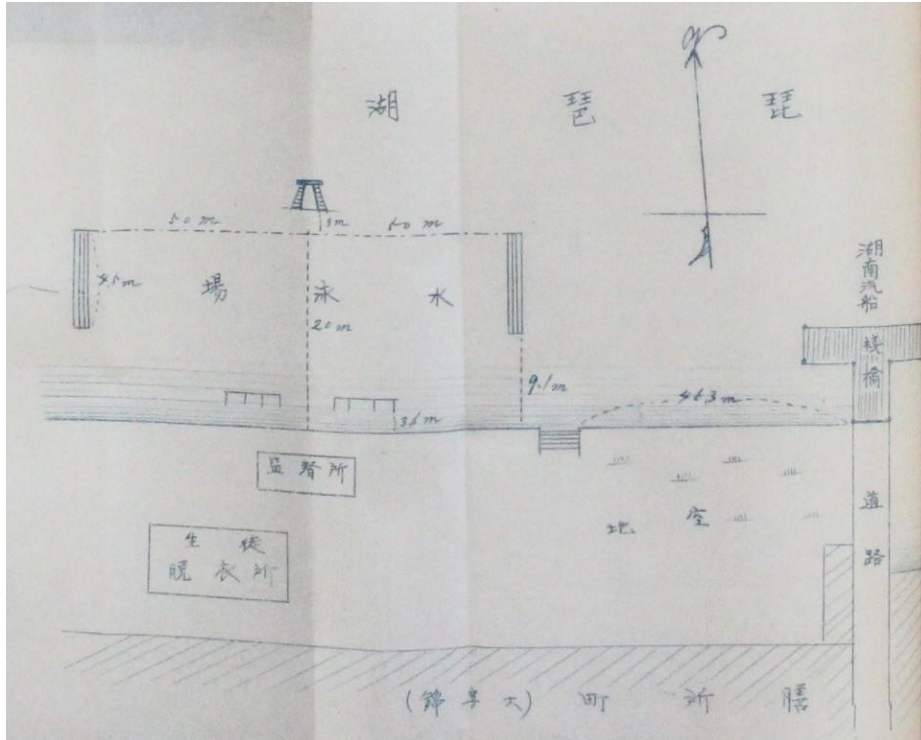
⑩「高等女学校生徒運動服図案」

明治 39 年（1906）5 月 25 日

文部省から滋賀県へ通知された明治 39 年ごろの高等女学校生徒が着用する運動服図案です。平常に用いる服は、胸当てや上帯、袴と称していたスカートを基本としていました。運動時には袴下の裾を括り下げの形で、機敏な動作へ対応できるようにしています。

【明い 267（18）】



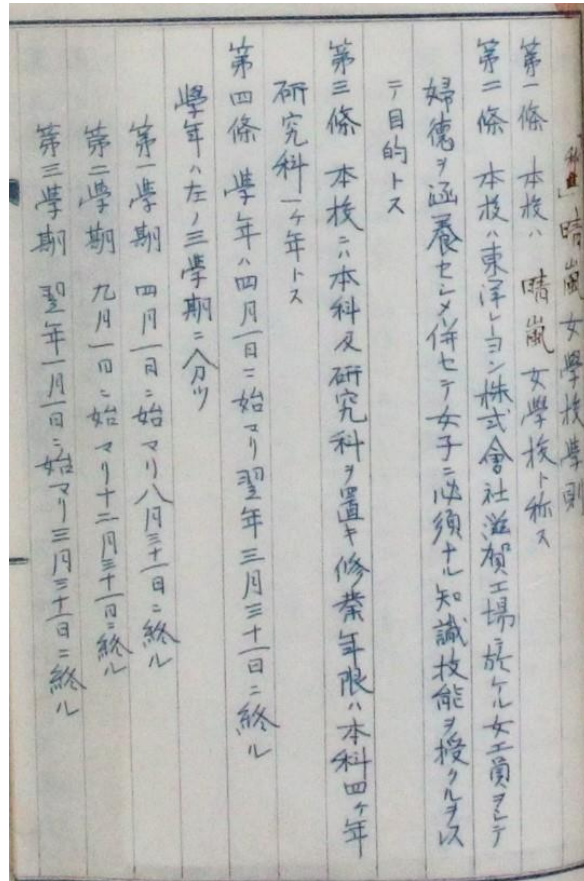


⑰「滋賀県師範学校水泳場計画図」

昭和2年(1927)6月2日

滋賀県師範学校が昭和2年6月5日から8月10日まで使用するための水泳場に関する計画図です。琵琶湖湖畔の膳所錦浜に設けられ、縦20メートル、横100メートルの水泳場に2ヶ所のスタンドが附属していました。こうした琵琶湖を利用した滋賀県ならではの水泳場は、小学校の授業でも活用されていました。

【昭ぬ19(18)】



⑱「晴嵐女学校規則」

昭和4年(1929)8月13日

晴嵐女学校は、東洋レーヨン株式会社が就業した女工員のため滋賀工場に設置した私立学校です。勤務外の余暇を利用して婦徳を養うとともに、家事・裁縫などの“女子に必須なる”知能技能を習得させる学校でした。授業時間は夜の19時から21時までとされ、生け花や茶の湯の授業などもありました。

【大し225(15)】

假停留場新設届

弊社京津線沿線天津市藤尾地内ニ設置ノ綠ヶ丘運動場ニ於テ  
今夏大阪朝日新聞社京都支局主催ノ下ニ全國中等學校野球大  
會京津豫選大會開催相成候ニ付テハ之ガ觀覽客ノ便ヲ計ル爲  
追分四宮兩停留場間二哩四十六鎧八十九節地點ニ別紙圖面ノ  
通り假停留場ヲ新設シ昭和五年七月二十四日ヨリ向フ十日間  
上り線乘客ニ限り下車ノ取扱可致候間此段御届申上候  
追而此場合ニ於ケル旅客運賃ハ四宮停留場ト同賃金ニテ取  
扱致候

昭和五年七月 七日

①「綠ヶ丘運動場假停留場新設届」

昭和5年（1930）7月7日

綠ヶ丘運動場は、かつて全国中等学校優勝野球大会（現全国高等学校野球選手権大会）の京津予選が開かれていた球場です。そのため、假停留場が京阪電鉄によって追分駅と四宮駅の間に建設され、大会期間中の10日間のみ、上り線乗客が降車することができました。

【大と20-2（15）】



三 近畿中等学校野球大会に関する件  
 ノ見込アリ  
 近畿ニ於テル中等学校野球ハ他ノ地ニ比シ最モ普及  
 及發達シ地方ニ於テル大會之風ニ新聞社其ノ他ノ団体  
 ニヨリ開催セラレ、マシレ、昭和七年文部省ノ野球統制ニ  
 關スル訓令ヲ公布セラレ地方大會ハ毎年一回ヲ限リ開催ス  
 ル事ヲ得ト定メラレタリ  
 然レ所近畿地方ニ關係ヲ有スル新聞社ハ本大會ノ開催ヲ希  
 望セリ而シテ昨ラ學生野球ノ健全ナル發達ヲ計シ、直接  
 關係有縣ノ學校當事者及体育統制団体ヲ多大ニ直接  
 交渉スルニテ、以テ關係府縣ニ於テ協議ノ結果之ヲ共同  
 主催、下ニ開催スル事トシ、文部省ノ承認ヲ得テ開催ヲ見レ  
 至レリ。

⑳「近畿中等学校野球大会に関する件」

昭和 10 年（1935）

昭和 11 年度の村地信夫知事から二見直三知事への業務引継書に記載された近畿中等学  
 校野球大会に関する記述です。全国大会とは違い、近畿大会は各府県持ち回りで開催され  
 ていました。この年の第5回大会は滋賀県の緑ヶ丘球場で開催されることとなっており、  
 各府県2校が代表出場校となっていました。

【昭お 9-1 (7)】

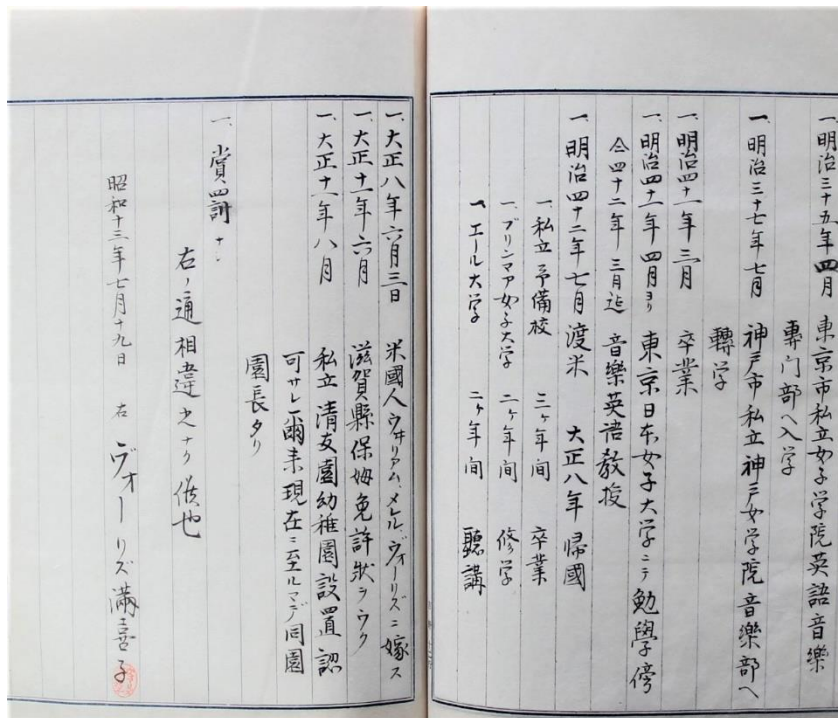
Hitone, Omi.  
July 14, 1905  
To the Director of the  
Shigaken 1<sup>st</sup> Middle School:  
Gentlemen: Having had my  
hours at Hachiman Commercial School  
increased since the Spring vacation, I  
find myself unable to continue tea-  
ching in two outside schools, as I  
have done before. Therefore, I  
wish hereby to resign from my posi-  
tion with your school.  
Very respectfully,  
Wm. Merrell Voris

②「ウィリアム・メレル・ヴォーリス直筆書状」

明治38年（1905）7月14日

英語教師として来日したヴォーリスは、伝道師・篤志家・建築家・実業家・作詞家として多才な顔を持つ人物として知られています。妻である満喜子夫人と共に二人三脚で、近江八幡を拠点に活躍しました。史料はヴォーリス25歳の時の文書で、複数校の兼業を解くようお願いしたものです。

【明お53-1（50）】



②「ヴォーリス満喜子自筆履歴書」

昭和 13 年（1938）7 月 19 日

ヴォーリスの妻である満喜子夫人は、播磨小野藩最後の藩主一柳末徳の娘として生まれ  
 留学中の明治 43 年（1910）に洗礼を受けたとされています。大正 8 年（1919）、  
 ヴォーリスと結婚し、彼主宰の伝道団体である近江ミッションに加わりました。ヴォーリ  
 ズを支えると共に自らも教育者として活躍しました。

【昭し 385-2（18）】



**御観覧ありがとうございました**

編集・発行

滋賀県立公文書館

発行

2023年4月24日